

神奈川の教育を考える調査会 最終まとめ（抜粋）

平成 25 年 8 月 29 日

神奈川の教育を考える調査会

座長 高木 展郎

神奈川の教育の諸課題に対する調査会意見

1 義務教育

(1) 学校規模の適正化と「小中一貫教育校」の導入の検討

《 地域の実情を踏まえた適正な学校規模とするための学校の統廃合・通学区域の見直し 》

児童・生徒の減少期を見据え、各学校において充実した教育活動を展開していくには、適正な学校規模の中で教育を実践し、円滑な学校運営を行うことが重要である。

地域の実情や学校の抱える課題などを十分考慮しつつ、充実した教育活動が行われ、児童・生徒にも教職員にも活力が生まれるような適正な学校規模について、市町村自ら住民とともに検討した上で、学校の統廃合や通学区域の見直しなどを行い、人的・物的な教育資源の集中化を図っていくことを、市町村に対して働きかけていく必要がある。

《 児童・生徒に対する適切な指導が期待される 「小中一貫教育校」の導入の検討 》

現在、全国各地でモデル的な取組みが進められている、9年一貫の教育課程による「小中一貫教育校」については、学級担任制と教科担任制の組み合わせにより、複数の教職員が教育指導に関わることが可能となる。そのため、児童・生徒の日常生活や学習状況を適切に把握することで、確かな学力の育成はもとより、「中1ギャップ」や いじめ・不登校の解消などにも効果が期待できる。

また一方で、「小中一貫教育校」の導入により、既設の小中学校の再編を伴う場合には、管理職等の削減や教育施設・設備の再整理などを通じて、教育資源のより効果的な配分も期待できる。

こうしたことは国の中央教育審議会でも報告がなされており、本県においても学校の再編とあわせて「小中一貫教育校」の導入を検討していくことは、より効果的で質の高い教育の実現が期待できる。また、児童・生徒数が増えることで、学校行事や部活動なども活発化し、学校の活力の向上にもつながると考えられる。

しかし、「小中一貫教育校」の導入は、利点だけでなく、統廃合による地域コミュニティとの分断の懸念や通学距離の拡大などの課題も想定される。そこで、そうした課題の解決も含めて、市町村と十分連携し、地域の状況も踏まえながら検討を進め、「小中一貫教育モデル校」が神奈川において早期に実現できるよう取り組んでいく必要がある。

(2) 柔軟な学級編制と教職員配置の実現に向けた働きかけ

《 学校の状況等に応じた柔軟な学級編制と教職員配置に向けた標準法改正の働きかけ 》

学級編制やそれに基づく教職員配置については、義務標準法において、全国一律に決められている40人学級を基本としつつ、学校の状況、地域の実情に応じたより柔軟な学級編制や教職員配置が可能となるよう、義務標準法の改正などを国に求めていく必要がある。

国に対しては、全国知事会や全国都道府県教育委員会連合会など、他自治体との既存の連携体制を活用し、積極的に改善の要望を行っていく必要がある。

3 特別支援教育

(1) インクルーシブ教育の推進

ア インクルーシブの視点による教育の推進

《 小中学校から高校まで連続した「多様な学びの場」を通じた特別支援教育の推進 》

子どもは、地域の学校で地域の人々と共に育ち成長することで、社会性を育み、社会人としての自立につながっていくことが期待される。そこで、障害の有無にかかわらず、共に学び育てるインクルーシブの視点による教育課程を編成するとともに、小中学校から高校まで、「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」など「多様な学びの場」による連続性の確保とそれぞれにあった特別支援教育を推進する必要がある。

現行では、小中学校の特別支援学級や特別支援学校の小中学部などを卒業する児童・生徒のほとんどが、特別支援学校高等部に進学している。これから障害のある生徒の進路選択の幅をさらに拡大するためには、発達障害などの支援を要する生徒に対し、インクルーシブな教育を実践できる高校づくりを県立高校全体の再編・統合の中で検討し、より連続性のある特別支援教育を実現していく必要がある。

《 障害のある児童・生徒が通常の学級で共に学びやすくする環境づくり 》

インクルーシブ教育を通じて子どもの社会性と自立性を育むため、小中学校において通常の学級に在籍し、必要な時間に適切な指導を受ける通級指導のしくみを促進する必要がある。また、保護者や本人の意向等を踏まえながら、特別支援学級等から通常の学級に移行し、共に学びやすくする環境づくりを進めていく必要がある。

特別支援学校小中学部に在籍する児童・生徒ができる限り住み慣れた地域で学習し、通学の負担も軽減できるよう、地域の小中学校の児童・生徒と交流や共同学習を行う機会を増やす必要がある。また、保護者や本人の意向等を踏まえつつ、状況に応じて小中学校の特別支援学級等に移行し、共に学びやすくするしくみづくりを市町村と連携しながら進めていく必要がある。

障害のある子どもの就学先の選択は、市町村の業務となっており、市町村教育委員会が本人や保護者の意向、有識者の意見を踏まえて決定している。インクルーシブ教育を進める中、より幅広い視点からの判断を行うため、県の広域的

かつ専門的な視点からの意見も判断する際に加えられるよう、国に働きかけをしていくことも必要である。

イ より効果的な特別支援教育のしくみづくり

《 インクルーシブの視点に立った、より社会性を育む環境づくり 》

障害のある子どもが、発達段階に応じて自立し社会参加を果たしていくためには、普段から大きな集団の中で共に学び合い、社会性を育むことが重要である。そこで、小中学校の特別支援学級については、個々の児童・生徒の状況などを加味しながら、通学区域の見直しなどにより、1学級あたりの学級編制基準を念頭に、学級規模を大きくしていくことについて、市町村に検討するよう働きかける必要がある。

なお、送迎や、地域の小中学校に通う児童・生徒との日常的な交流など、様々な実施上の課題も想定されるため、そうした課題への対応など市町村と連携しながら、検討を進める必要がある。

《 インクルーシブ教育を担う、教職員等の資質・能力や専門性の向上 》

障害のある子どもの状況を把握し、適切な教育を行っていくためには、教職員の資質・能力や専門性を向上させることが重要である。そこで、小中学校の特別支援学級や通級指導担当教職員に対する実践的な研修を行い、教職員の資質・能力や専門性の向上を図り、適正な配置を促進していく必要がある。

また、現職教職員については、特別支援学校教諭免許状取得講習の受講を促すとともに、採用においても、特別支援学校教諭免許状を持つ教職員を確保していく必要がある。

さらに、小中学校が行うインクルーシブの視点による特別支援教育をバックアップするため、特別支援学校がもつ相談・研修機能を強化する必要がある。

特別支援学校では、重度障害や重複障害の児童・生徒への対応に伴い、医療ケアの必要性が高まっており、また、小中学校等へのセンター的機能を充実させていくことが必要である。そのために、看護師や作業療法士(OT)、理学療法士(PT)などの確保が重要であり、そうした専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置づけ、配置基準の制度を新設することを、国に働きかけていく必要がある。

(2) 地域における自立促進のしくみづくり

《 関係機関の連携による、障害の早期発見と保護者に対する適切な支援体制づくり 》

障害のある子どもが発達段階に応じて自立していくためには、早い段階で障害に応じたプログラムと適切な学校選択が行われることが重要である。そのため、就学前後にかかわらず、学校や医療、福祉など、関係機関が連携して早期発見に努めるとともに、保護者に対する情報提供や相談、保護者同士の交流も含めた支援体制を構築していく必要がある。

また、保護者に対する適切な支援体制づくりを行うために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの活用について検討していく必要がある。

《 県立の専門高校と特別支援学校の連携による生徒の就職を後押しする環境づくり 》

障害のある生徒が、社会的に自立していくためには、就労を後押しする取組みが重要である。県立の専門高校である農業高校や工業高校等は、実習プログラムや企業・農業法人等の就労先とのパイプも太い。そこで、専門高校と特別支援学校が連携し、実習プログラムや職業体験プログラムなどを工夫・検討するとともに、障害のある生徒の就労を行政が経済・労働界と連携しながら推進していくことが必要である。

神奈川県教育委員会ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420308/>